

原子力発第10056号
平成22年 5月 6日

愛媛県知事
加戸守行 殿

四国電力株式会社
取締役社長 千葉 昭

中国電力株式会社島根原子力発電所第1号機及び第2号機の保守管理の
不備等の報告に関する国からの指示について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、当社事業につきまして格別のご理解を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、中国電力株式会社島根原子力発電所第1号機及び第2号機の保守管理の不備等の報告に関して、平成22年4月30日付けで経済産業省原子力安全・保安院から、別添のとおり指示がありましたので、安全協定第10条第4項に基づきご報告いたします。

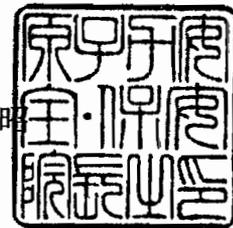
敬 具

経済産業省

平成 22・04・30 原院第 1 号
平成 22 年 4 月 30 日

四国電力株式会社
取締役社長 千葉 昭 殿

経済産業省原子力安全・保安院長 寺坂 信昭



中国電力株式会社島根原子力発電所第 1 号機及び第 2 号機の保守管理の不備等の報告に係る各社への確認について（指示）

原子力安全・保安院は、別添（NISA-168b-10-2、NISA-171b-10-2）のとおり、原子炉設置者に対して、確認することを求めることとしました。

つきましては、貴社におかれましても、別添に従い所要の対応をするよう指示します。

経済産業省

平成 22・04・30 原院第 1 号

平成 22 年 4 月 30 日

中国電力株式会社島根原子力発電所第 1 号機及び第 2 号機の保守管理の不備等の報告に係る各社への確認について（指示）

経済産業省原子力安全・保安院

N I S A - 1 6 8 b - 1 0 - 2

N I S A - 1 7 1 b - 1 0 - 2

原子力安全・保安院（以下「当院」という。）は、平成 22 年 4 月 30 日付け
コリ第 2 号をもって中国電力株式会社より、島根原子力発電所第 1 号機及び第
2 号機の保守管理の不備並びに定期事業者検査の一部未実施に係る報告徴収に
関する調査報告書（中間）を受領しました。

同中間報告における 1 2 3 件の事案に関する直接的な原因分析によると、点検
計画表の策定段階の問題、点検の実施段階における問題、点検実績の反映段階
の問題等が明らかとなりました。

ついては、当院は、原子炉設置者において、保守管理の仕組みに関して、同
様な問題がないかを確認することを求めます。